	T	
処 分 名	要支援状態区分の変更の認定	
処 分 の 概 要	申請に基づき、認定調査、主治医意見書作成依頼を行い、審査会に審査判定を求め、認定結果を送付する。	
根 拠 法 令 名	介護保険法(平成9年第123号)	
条  項	第33条の2第2項	
所 管 課	介護保険課	
経由機関での処理期間		20日
所管課での処理期間		10日
標準処理期間		計 30日

判断基準

被保険者としての資格を有していること。40歳から65歳未満の方については、要介護状態の原因である身体 上又は精神上の障害が特定疾病によって生じたものであること。

### 【根拠法令等】

### 介護保険法

(要支援状態区分の変更の認定)

第三十三条の二 要支援認定を受けた被保険者は、その支援の必要の程度が現に受けている要支援認定に 係る要支援状態区分以外の要支援状態区分に該当すると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、 市町村に対し、要支援状態区分の変更の認定の申請をすることができる。

2 第二十八条第五項から第八項まで及び第三十二条の規定は、前項の申請及び当該申請に係る要支援状態区分の変更について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

### (要支援認定)

第三十二条 要支援認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの又は第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。

- 2 第二十七条第二項及び第三項の規定は、前項の申請に係る調査並びに同項の申請に係る被保険者の主治の医師の意見及び当該被保険者に対する診断命令について準用する。
- 3 市町村は、前項において準用する第二十七条第二項の調査(第二十四条の二第一項第二号の規定により委託された場合にあっては、当該委託に係る調査を含む。)の結果、前項において準用する第二十七条第三項の主治の医師の意見又は指定する医師若しくは当該職員で医師であるものの診断の結果その他厚生労働省令で定める事項を認定審査会に通知し、第一項の申請に係る被保険者について、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める事項に関し審査及び判定を求めるものとする。
- 一 第一号被保険者 要支援状態に該当すること及びその該当する要支援状態区分
- 二 第二号被保険者 要支援状態に該当すること、その該当する要支援状態区分及びその要支援状態の原因である身体上又は精神上の障害が特定疾病によって生じたものであること。
- 4 認定審査会は、前項の規定により審査及び判定を求められたときは、厚生労働大臣が定める基準に従い、当該審査及び判定に係る被保険者について、同項各号に規定する事項に関し審査及び判定を行い、その結果を市町村に通知するものとする。この場合において、認定審査会は、必要があると認めるときは、次に掲げる事項について、市町村に意見を述べることができる。
- 一 当該被保険者の要支援状態の軽減又は悪化の防止のために必要な療養及び家事に係る援助に関する 事項

- 二 第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス又は第五十四条の二第一項に規定する指定地域 密着型介護予防サービスの適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項
- 5 第二十七条第六項の規定は、前項前段の審査及び判定について準用する。
- 6 市町村は、第四項前段の規定により通知された認定審査会の審査及び判定の結果に基づき、要支援認定をしたときは、その結果を当該要支援認定に係る被保険者に通知しなければならない。この場合において、市町村は、次に掲げる事項を当該被保険者の被保険者証に記載し、これを返付するものとする。
- 一 該当する要支援状態区分
- 二 第四項第二号に掲げる事項に係る認定審査会の意見

## 介護保険法施行規則

(要支援状態区分の変更の認定の申請等)

第55条の二

法第三十三条の二第一項の規定により要支援状態区分の変更の認定を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。

- 一 氏名、性別、生年月日及び住所
- 二 心身の状況の変化その他の当該申請を行う原因となった事由
- 三 現に受けている要支援認定に係る要支援状態区分及び要支援認定有効期間の満了の日
- 四 主治の医師があるときは、当該医師の氏名並びにその者が現に病院若しくは診療所を開設し、若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときは当該病院又は診療所の名称及び所在地 五 第二号被保険者であるときは、その者の要支援状態の原因である特定疾病の名称
- 2 前項の申請に係る被保険者が第二号被保険者であるときは、当該被保険者は、当該申請を医療保険被保険者証等を提示して行うものとする。
- 3 第四十九条第三項及び第四項の規定は法第三十三条の二第一項の規定による要支援状態区分の変更の認定の申請について、第四十条第四項及び第五項の規定は法第三十三条の二第二項において準用する法第二十八条第五項の調査の委託について準用する。
- 4 市町村は、被保険者が現に受けている要支援認定に係る要支援認定有効期間の満了の日の六十日前から当該要支援認定有効期間の満了の日までの間において当該被保険者から法第三十三条の二第一項の規定による要支援状態区分の変更の認定の申請が行われた場合であって、同条第二項において準用する法第三十二条第四項前段の規定により通知された認定審査会の審査及び判定の結果の通知に基づき要支援状態区分の変更を必要ないものと認めたときは、当該申請を法第三十三条第二項の規定による要支援更新認定の申請とみなし、要支援更新認定を行うものとする。

# 第55条の三

第五十条の規定は、法第三十三条の二第二項において準用する法第三十二条第二項において準用する 法第二十七条第二項の規定による調査について、第五十一条の規定は、法第三十三条の二第二項におい て準用する法第三十二条第三項の規定による認定審査会に対する通知について準用する。この場合におい て、第五十一条中「第四十九条第一項第一号」とあるのは、「第五十五条の二第一項第一号から第三号まで」 と読み替えるものとする。

(市町村の職権により要支援状態区分の変更の認定を行う場合の手続)

### 第55条の四

市町村は、法第三十三条の三第一項の規定により要支援状態区分の変更の認定を行おうとするときは、次の事項を書面により被保険者に通知し、被保険者証の提出を求めるものとする。

- 一 法第三十三条の三第一項の規定により要支援状態区分の変更の認定を行う旨
- 二 被保険者証を提出する必要がある旨
- 三 被保険者証の提出先及び提出期限
- 2 前項の被保険者の被保険者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。
- 3 第四十条第四項及び第五項の規定は、法第三十三条の三第二項において準用する法第二十八条第五項の調査の委託について準用する。

(法第三十三条の三第二項 において準用する法第三十二条第二項 において準用する法第二十七条第二項 の厚生労働省令で定める事項)

### 第55条の五

法第三十三条の三第二項 において準用する法第三十二条第二項 において準用する法第二十七条第二項 の厚生労働省令で定める事項は、法第三十三条の三第一項 の規定による要支援状態区分の変更の認定に 係る被保険者の病状及び当該者が現に受けている医療の状況とする。

(法第三十三条の三第二項において準用する法第三十二条第三項の厚生労働省令で定める事項)

第55 法第	条の六 三十三条の三第二項 において準用する法第三十二条第三項 の厚生労働省令で定める事項は、次のと
おりと	ける。
<u> </u>	氏名、性別、生年月日及び住所 現に受けている要支援認定に係る要支援状態区分及び要支援認定有効期間の満了の日 第二号被保険者である場合にあってはその旨
要介語	護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令

